

「公文書情報提供サービス」の開始について

- コンセプト 情報公開条例に定める行政処分としての公文書開示制度に加え、**既存の電子申請システムを活用した新たな情報公開の仕組み**
- 名 称 公文書情報提供サービス（行政処分ではない任意のサービス）
- 開始日 平成29年10月30日（月）から（平成30年3月までの受付件数：483件）
- 対象情報 知事部局、公営企業、行政委員会（公安委員会、警視庁、東京消防庁、都が設立した地方独立行政法人、議会局を除く）が保有している**公文書情報で公文書開示の対象と同じもの**
- 手数料 電子データで提供のため、**手数料はなし**
- 入手方法 インターネットを通じて情報提供依頼を受け、都は**2週間以内を目途**にシステムサーバーに公文書情報の電子データをアップロード。**通知をメールで受けた依頼者は当該電子データをダウンロード**

